

令和7年度 随意契約一覧表(下水道部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額 (発注金額)	随意契約理由
1	経営室	吹田市公共下水道台帳システム統合型GIS移行業務	公共下水道台帳システムを統合型GIS拡張機能に移行する業務	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで (令和7年4月1日)	大阪府大阪市北区天満橋1丁目8番30号 アジア航測(株) 大阪支店	8,250,000円	統合型GISをシステム構築した開発事業者であるアジア航測(株)でしか扱えないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	経営室	吹田市南吹田下水処理場脱水ケーキ中間処理業務(コンポスト化又はセメント化)	汚泥脱水ケーキ(コンポスト化又はセメント化)の中間処理	令和7年4月1日から 令和7年4月30日まで (令和7年4月1日)	岡山県真庭市上水田7341番地 クリーン発酵(株)	11,171,457円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
3	経営室	吹田市南吹田下水処理場脱水ケーキ収集運搬業務(コンポスト化又はセメント化)	汚泥脱水ケーキ(コンポスト化又はセメント化)の収集運搬	令和7年4月1日から 令和7年4月30日まで (令和7年4月1日)	大阪府門真市深田町27番2号 アクティヤマト(株)	10,550,820円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
4	水再生室	電気需給契約	川面下水処理場において使用する電気の需給	令和7年4月1日から 令和7年4月30日まで (令和7年4月1日)	東京都中央区八重洲2丁目2番1号 (株)FPS	5,235,312円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
5	水再生室	電気需給契約	南吹田下水処理場において使用する電気の需給	令和7年4月1日から 令和7年4月30日まで (令和7年4月1日)	東京都中央区八重洲2丁目2番1号 (株)FPS	13,530,838円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(下水道部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額 (発注金額)	随意契約理由
1	経営室	吹田市川面下水処理場1号送風機整備	送風機整備 一式	令和7年5月1日から 令和9年3月15日まで (令和7年5月1日)	大阪府大阪市中央区平野町3丁目2番13号 荏原実業(株) 大阪支社	19,800,000円	荏原実業(株)が設計・製造した設備であり、本整備は独自の技術と部品調達力が必要となり、荏原実業(株)以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)
2	経営室	吹田市川面下水処理場2号オートストレーナ修理	オートストレーナ修理 一式	令和7年5月21日から 令和7年9月30日まで (令和7年5月21日)	大阪府大阪市中央区南久宝寺町4丁目1番2号 水ingエンジニアリング(株) 西日本支店	4,070,000円	水ing(株)によって設計・設置されたものであり、本修理は独自の技術と部品調達力が必要となり、水ing(株)のメンテナンス部門である水ingエンジニアリング(株)以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)
3	経営室	吹田市南吹田下水処理場脱水ケーキ中間処理業務(コンポスト化又はセメント化)	汚泥脱水ケーキ(コンポスト化又はセメント化)の中間処理	令和7年5月1日から 令和7年5月31日まで (令和7年5月1日)	岡山県真庭市上水田7341番地 クリーン発酵(株)	11,221,848円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
4	経営室	吹田市南吹田下水処理場脱水ケーキ収集運搬業務(コンポスト化又はセメント化)	汚泥脱水ケーキ(コンポスト化又はセメント化)の収集運搬	令和7年5月1日から 令和7年5月31日まで (令和7年5月1日)	大阪府門真市深田町27番2号 アクティヤマト(株)	10,598,412円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
5	水再生室	電気需給契約	川面下水処理場において使用する電気の需給	令和7年5月1日から 令和7年5月31日まで (令和7年5月1日)	東京都中央区八重洲2丁目2番1号 (株)FPS	5,599,848円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(下水道部)

5月分

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額 (発注金額)	随意契約理由
6	水再生室	電気需給契約	南吹田下水処理場において使用する電気の需給	令和7年5月1日から 令和7年5月31日まで (令和7年5月1日)	東京都中央区八重洲2丁目2番1号 (株)FPS	14,649,475円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(下水道部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額 (発注金額)	随意契約理由
1	経営室	吹田市川面下水処理場2号汚水ポンプ修理	汚水ポンプ修理 一式	令和7年6月13日から 令和8年3月13日まで (令和7年6月13日)	大阪府大阪市淀川区西宮原1丁目5番28-504号 (株)ミゾタ 大阪支店	19,800,000円	(株)ミゾタが設計・施工した設備であり、本修理は独自の技術と部品調達力が必要となり、(株)ミゾタ以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)
2	経営室	吹田市川面下水処理場2号返送汚泥ポンプ用インバータ修理	(1)2号返送汚泥ポンプ用インバータ修理 一式 (2)試験・調整 一式	令和7年6月2日から 令和9年3月18日まで (令和7年6月2日)	大阪府大阪市北区小松原町2番4号 メタウォーター(株) 関西営業部	9,790,000円	富士電機(株)によって設計・施工された設備であり、本修理は独自の技術と特性を理解した修理、調整が必要となり、富士電機(株)の水環境事業継承会社であるメタウォーター(株)以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)
3	経営室	吹田市川面下水処理場反応槽水中攪拌機整備	機械式水中攪拌機整備 一式	令和7年6月6日から 令和7年9月30日まで (令和7年6月6日)	大阪府大阪市此花区四貫島2丁目26番7号 阪神動力機械(株)	7,535,000円	阪神動力機械(株)が設計・製造した設備であり、本整備は独自の技術と部品調達力、詳細な内部構造の熟知が必要となり、阪神動力機械(株)以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)
4	経営室	吹田市川面下水処理場2号沈殿汚泥ポンプ修理	2号沈殿汚泥ポンプ修理 一式	令和7年6月24日から 令和8年3月19日まで (令和7年6月24日)	大阪府大阪市淀川区宮原4丁目1番14号 (株)西島製作所 大阪支店	8,690,000円	(株)西島製作所が設計・製造した設備であり、本修理は独自の技術と部品調達力が必要となり、(株)西島製作所以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)
5	経営室	吹田市南吹田下水処理場汚泥ケーキ搬出コンベアスパイラル修理	コンベアスパイラル修理 一式	令和7年6月16日から 令和8年3月19日まで (令和7年6月16日)	大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 石垣メンテナンス(株) 大阪支店	8,470,000円	(株)石垣が設計・製造・設置した設備であり、本修理は独自の技術と部品調達力が必要となり、(株)石垣のメンテナンス部門である石垣メンテナンス(株)以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(下水道部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額 (発注金額)	随意契約理由
6	経営室	吹田市南吹田下水処理場2号濃縮槽汚泥掻寄機駆動装置修理	2号濃縮槽汚泥掻寄機駆動装置修理 一式	令和7年6月30日から 令和8年3月19日まで (令和7年6月30日)	大阪府大阪市此花区四貫島2丁目26番7号 阪神動力機械(株)	4,180,000円	阪神動力機械(株)が設計・設置した機器であり、本修理は既設設備の特性を理解した調整が必要となり、施工業者である阪神動力機械(株)以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)
7	経営室	吹田市南吹田下水処理場沈砂池揚砂弁修理	揚砂弁修理 一式	令和7年6月6日から 令和8年3月31日まで (令和7年6月6日)	大阪府大阪市中央区本町1丁目8番12号 (株)日立プラントサービス 関西支店	7,040,000円	日立機電工業(株)が設計・製造した機器であり、本修理は独自の技術と部品調達力が必要となり、日立機電工業(株)のサービス部門である(株)日立プラントサービス以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)
8	経営室	吹田市南吹田下水処理場沈殿ポンプ引抜弁電動開閉装置修理	沈殿ポンプ引抜弁電動開閉装置修理 一式	令和7年6月20日から 令和7年12月26日まで (令和7年6月20日)	大阪府大阪市北区梅田3丁目4番5号 西部電機(株) 大阪支店	5,896,000円	西部電機(株)が設計・設置した機器であり、本修理は既設設備の特性を理解した調整が必要となり、施工業者である西部電機(株)以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)
9	経営室	吹田市南吹田下水処理場1号スプレーポンプ修理	1号スプレーポンプ修理 一式	令和7年6月30日から 令和8年3月19日まで (令和7年6月30日)	大阪府大阪市東成区東今里2丁目3番11号 (株)第一テクノ 関西支店	9,790,000円	(株)第一テクノが設計・設置した機器であり、本修理は既設設備の特性を理解した調整が必要となり、施工業者である(株)第一テクノ以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【建設工事】アに該当)
10	経営室	吹田市川面下水処理場電気設備定期点検業務	受変電設備及び関連設備の点検整備業務 一式	令和7年6月30日から 令和8年3月31日まで (令和7年6月30日)	大阪府大阪市北区小松原町2番4号 メタウォーター(株) 関西営業部	14,850,000円	メタウォーター(株)が設計・製造した設備であり、本修理は詳細な構造の知識、豊富な整備経験と部品調達力が必要となり、メタウォーター(株)以外では実施できないため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

令和7年度 随意契約一覧表(下水道部)

6月分

※本表において、「令」とは「地方公営企業法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額 (発注金額)	随意契約理由
11	経営室	吹田市南吹田下水処理場脱水ケーキ中間処理業務 (コンポスト化又はセメント化)	汚泥脱水ケーキ(コンポスト化又はセメント化)の中間処理	令和7年6月1日から 令和7年6月30日まで (令和7年6月1日)	岡山県真庭市上水田7341番地 クリーン発酵(株)	10,666,557円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
12	経営室	吹田市南吹田下水処理場脱水ケーキ収集運搬業務 (コンポスト化又はセメント化)	汚泥脱水ケーキ(コンポスト化又はセメント化)の収集運搬	令和7年6月1日から 令和7年6月30日まで (令和7年6月1日)	大阪府門真市深田町27番2号 アクティヤマト(株)	10,073,970円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく個別の発注のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
13	水再生室	電気需給契約	川面下水処理場において使用する電気の需給	令和7年6月1日から 令和7年6月30日まで (令和7年6月1日)	東京都中央区八重洲2丁目2番1号 (株)FPS	5,636,129円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)
14	水再生室	電気需給契約	南吹田下水処理場において使用する電気の需給	令和7年6月1日から 令和7年6月30日まで (令和7年6月1日)	東京都中央区八重洲2丁目2番1号 (株)FPS	14,594,880円	あらかじめ基本となる単価を定めた契約に基づく電気の使用分のため。 (随意契約ガイドライン令第21条の13第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】ウに該当)